

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社が自動車関連ファイナンス・流通事業者様等へ信頼性の高いシステムの企画・開発・提供を行うに際し、当社の信用向上は重要であると考えております。そのため、経営の健全性、機動性、透明性及び客観性の向上を目的とするコーポレート・ガバナンスの確保と、情報の適時開示を重要な経営課題であると位置づけております。法令遵守、経営内容の公正性・健全性の維持に努め、利害関係者の信頼を得られる透明性の高い経営を実践してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本5原則を遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社タイムラー	1,710,000	47.90
千村 岳彦	960,000	26.89
小堀 元裕	143,400	4.02
水元 公仁	90,000	2.52
松井証券株式会社 代表取締役社長 松井 道夫	74,700	2.09
関家 一馬	50,000	1.40
千村 紫乃	45,000	1.26
千村 勇貴	45,000	1.26
大重 知弘	44,000	1.23
システム・ロケーション株式会社 代表取締役社長 千村 岳彦	41,547	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無	千村 岳彦
親会社の有無	なし

補足説明 更新

株主の状況は、平成27年9月30日現在の状況であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主及びその近親者との取引は、報告日現在において無く、今後も行なう予定はありません。
また、監査役が少数株主保護の観点から監査を実施しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
永野竜樹	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永野竜樹	○	——	他の事業会社の代表者としての知見と経験から、当社取締役会において有益な助言を得られると判断し選任しております。独立性に関する判断基準にも該当せず、一般株主との間に利益相反の恐れが生じないと判断した為、本人からも承諾を得、独立役員としての指定を行なっております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査計画や監査指摘事項について相互連絡、協議を行っており、往査においては適宜適切に立会いをなし、密に情報を共有しております。常勤監査役が内部監査委員会のメンバーとなっており、その実施状況について逐次報告を受ける体制となっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小島 寛	他の会社の出身者													
鈴木 清雄	他の会社の出身者													
山中 雅雄	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小島 寛		――	他の事業会社の監査役であった知見と経験が当社の業務の監査に活かしていただけと判断したため。
鈴木 清雄		――	社会保険労務士としての知見と経験が当社監査に適任と判断したため。
山中 雅雄		――	弁護士としての知見と経験、及び他の事業会社での役員の経験が当社監査に適任と判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現時点では該当事項はありませんが、役員報酬の有り方については、今後も継続して検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
有価証券報告書において、取締役を支払った報酬の総額及び監査役を支払った報酬の総額を開示しております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外取締役、社外監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置しておりませんが、社外取締役、社外監査役は管理部と連携し、効率的な業務執行の監督ならびに監査を実施しております。また、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（業務執行について）
 経営の意思決定機関であります取締役会は、取締役6名で構成され、原則として毎月1回開催されております。取締役会においては、営業活動及び予算の進捗状況等を確認するとともに、業績見通し等について検討し必要な施策を講じるほか、当社の経営上重要な事項について討議を行い、活性化と相互牽制を図っております。

（監査・監督について）
 当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役1名、非常勤監査役2名により監査役会を構成しております。監査役は、取締役会等重要な会議への参加のほか、内部統制の実行性に関する監査や内部監査への立会い及び監査法人との意見交換や監査結果の聴取等を実施し、監査の充実を図っております。

（内部監査）
 当社は、コンプライアンス体制強化のために、代表取締役社長直轄の内部監査役を設置し、内部監査担当者として人員1名を配置しております。内部監査担当者は、業務が諸法令及び会社の定めたルールに則り、効率的に進められているか及び内部統制が有効に機能しているかという観点から全部門を対象に監査を実施しております。監査結果は代表取締役社長に報告され、業務活動の改善及び適切な運営に資するよう勧告、助言等を行っております。また、必要に応じて監査役及び監査法人との連携を図ることで、より実効性の高い監査を実施しております。

（会計監査）
 会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法の規定に基づく会計監査を受けるとともに、随時相談・意見交換を行っております。なお、当社と新日本有限責任監査法人の間には特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役、社外監査役を置くことで、外部から独立的な立場で経営を監視する体制を整備しております。社外取締役及び社外監査役が取締役の職務の執行を客観的な立場から監視する役割を担うとともに、監督機能の強化に貢献していること、及び取締役会においては、顧問弁護士、会計士等からの意見も踏まえて審議していることから、経営監視機能が十分に機能する体制であると認識し、現状の体制をとっております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けて開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算及び本決算発表時に、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内「IR 投資情報」ページ(http://www.slc.jp/ir)にて、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、会社説明資料、その他適時開示資料等を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR担当部署は管理部であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「システム・ロケーション株式会社 倫理・行動規範」において、情報の開示と正確な情報の作成、管理を定め、関係法令及び取引所が定める適時開示規則を順守し、投資判断の根拠となる情報を適時・適切に開示することを情報開示の基本方針としております。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - 全役職員の日常活動における行動基準であり、かつコンプライアンスの基本方針及び遵守基準である「システム・ロケーション株式会社倫理・行動規範」の浸透を図るとともに、「コンプライアンス管理規程」を制定し、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図る。
 - 代表取締役社長を委員長とする内部監査委員会がコンプライアンスの推進及び徹底を図るための協議・調整を行う機関となり、管理部長が「実施統括責任者」としてコンプライアンスの推進・徹底を図るため、組織・体制を整備するとともに、違法行為などに関する情報把握ルートの確保を図るため、内部通報制度を「コンプライアンス管理規程」内において設ける。
 - 「職務権限規程」、「業務分掌規程」に基づき、特定の者に権限が集中しないよう内部牽制システムの確立を図る。
 - 内部監査を実施して不正の発見・防止と業務プロセスの改善に努める。
- 取締役の職務の執行にかかる情報の保持及び管理に対する体制
 - 取締役の職務の執行にかかる情報については、法令、定款及び「文書管理規程」に基づき、適切かつ安全に管理する。
 - 情報セキュリティ管理についての規程を策定し、当社グループにおけるリスク情報の管理を徹底する。
 - 内部監査委員会は「コンプライアンス管理規程」に基づいて、取締役、従業員に対して、法令、定款、「文書管理規程」に則った文書の保存、管理を適正に行なうように指導する。
 - 取締役及び従業員は、取締役の職務の執行にかかる情報を適切かつ確実に、取締役または監査役が閲覧を要求した場合に、いつでも閲覧及び検索が可能な状態で保管しておく。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 当社が直面するリスクを管理するために策定された「リスク管理規程」の取締役及び従業員への浸透を図る。
 - 「リスク管理規程」に従い、リスク管理方針を策定し、適切にリスク管理を行うための組織・体制及びリスク管理における役割と責任を明確に定めるとともに、統合的なリスク管理の推進・徹底を図るため代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。また、「リスク管理統括部門」は、リスク及びリスク管理の状況をモニタリングするとともに資本の十分性を検証する。
 - 大規模な事故、災害、不祥事その他の緊急事態が生じた場合には、危機対策本部を設置するなどして迅速にこれに対応し、損害の拡大の防止に努める。
- 取締役の職務が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - 取締役会は毎月1回定期的に行うほか、適時随時実施し、法令、定款及び「取締役会規程」に従って、重要事項について審議・決定を行なう。
 - 取締役は、幹部職員を含めた定例的な情報交換会を実施するとともに、必要に応じて適時ミーティングを実施して活発な情報交換を図り、迅速な対応が要求される事項についてスピーディーな意思決定を可能にする。
- 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 当社グループ共通の行動指針として、「システム・ロケーション株式会社倫理・行動規範」、その他の重要な基本方針等の精神を共有し、当社と共にこれらを実践する。
 - 「関係会社管理規程」に従って、子会社の経営及び業績を管理、指導する。
- 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
 - 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する従業員を置くこととする。
 - 当該従業員は、監査役より受けた業務に関し、取締役などの指揮命令に服さない。当該従業員の任命、異動、評価、懲戒は監査役の意見を尊重した上で行うものとする。
 - 当該従業員が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役にかかる業務を優先して従事するものとする。
- 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - 当社グループの取締役及び従業員は、法令違反事実、会社に著しい損害を与える事実があることを発見した場合は、「コンプライアンス管理規程」に定める内部通報制度を活用して、コンプライアンス委員会内に設置される通報者に不利益が及ばない「コンプライアンス相談窓口」にその報告を行なうとともに、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告することとする。
 - リスク・コンプライアンス情報を受け取った「実施統括責任者」または「コンプライアンス担当部門」は、迅速、且つ適切に対応するとともに、当該情報について監査役に報告するものとする。
 - 当社グループの取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行なわなければならない。
- その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - 監査役は、内部監査の年次計画について事前に説明を受け、修正を求めることが出来るものとする。実施状況についても、適宜報告を受け、必要に応じて追加監査の実施、業務改善策の策定などを求めることが出来る。
 - 監査役は、会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受けることとする。会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については監査役の事前承認を要するものとする。
 - 監査役は、取締役、従業員等と、必要に応じていつでも意見交換を行なうことができる。
 - 監査役は、必要に応じていつでも、重要と思われる会議に出席することが出来る。
 - 監査役が、その職務の執行について生ずる費用または債務の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、当社グループ全体に対する内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な改善を行なう。
 - 法令及び証券取引所の規則を遵守し、適性かつ適時に財務報告を行なう。
 - 内部監査部門は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
 - 取締役及び従業員は、「内部統制改善報告制度」に則り、内部統制上は正措置を施すべき不備を発見もしくは認知した場合には、その内容を当社取締役へ報告する。報告を受けた取締役は、代表取締役社長に当該内容を報告し、代表取締役社長がその不備の改善の為の方策を指揮し、改善状況を取締役会にて、取締役、監査役に報告する。
- 反社会的勢力の排除
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固たる行動をとることを周知徹底し、一切の関係遮断に向けた取り組みを推進する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方としては、「システム・ロケーション株式会社 倫理・行動規範」において、「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持ちません。」と謳い、全ての役職員が順守しなければならない行動の規準としています。
- ・反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な問題解決を図ることなく、毅然とした態度で対応します。
- ・反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行ないません。
- ・反社会的勢力による不当要求に備えて、警察の講習を受けた不当要求防止責任者を配置するとともに、平素から警察、弁護士等外部専門機関と密接な連携関係を構築しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点で買収防衛策の導入はしていません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

